

議 会 運 営 委 員 会

令和8年2月17日(火)

午前10時～

開議 時 分

閉議 時 分

全員協議会室

〔委員〕岡本委員長、小川副委員長、

今田委員、村木委員、大谷委員、沖田委員、足立委員、柳楽委員、西田清久委員

〔議長団〕澁谷議長、笹田副議長

〔委員外議員〕遠藤議員、森谷議員

〔執行部〕山根総務部長、末岡総務課長、小林財政課長、森山総務管理係長

〔事務局〕下間局長、濱見次長

議 題

1 令和8年3月浜田市議会定例会議について

(1) 浜田市物価高騰対策パッケージ事業(案)について

資料1

(2) 付議事件及び付託案について

資料1-1、1-2

・請願文書表(案)

資料1-3

(3) 会議予定について

資料1-4

(4) 予算決算委員会の流れ及び発言通告書について

資料1-5

(5) その他

2 令和8年3月浜田市議会定例会議 陳情付託先案について

資料2

3 浜田市議会基本条例の見直しについて

資料3

4 重要案件の意見交換会の案件見直しについて

資料4

5 その他

(1) 3月17日全員協議会での各種委員会等の開催状況報告について

資料5

【対象】ア 各市議会議長会

(島根県市議会議長会、中国市議会議長会、全国市議会議長会、
全国市議会議長会特定第三種漁港協議会)

イ 浜田地区広域行政組合議会

ウ 浜田市都市計画審議会

エ 浜田市土地開発公社

(2) その他

浜田市物価高騰対策パッケージ事業【案】

令和8年2月17日 議会運営委員会資料 市長公室

※3月市議会定例会議に諮り、議決を得た上で、できるものから順次実施する予定です。

1. 県全額負担事業(市実施分)

○事業費 2億3,156万円(財源：全額県補助)

NO	予算提案時期	担当課	事業名	事業内容等	事業費
1	3月	地域福祉課	島根県低所得世帯緊急支援給付金支給事業	物価高騰の中で、特に負担感が大きい低所得世帯に、給付金を支給する。 ○対象者： 基準日(令和8年1月1日)において、世帯全員の令和7年度住民税均等割が非課税である世帯 ※住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成されている世帯は除く ○支給額：1世帯あたり 30千円 ○事業費の内訳： ・給付金 219,540千円 ・事務費 12,013千円	2億3,156万円

2. 市の独自支援策

○事業費 約6億8,000万円(財源は、主に物価高騰対応重点地方創生臨時交付金を活用)※網掛け部分は令和7年12月に公表済み

NO	予算提案時期	担当課	事業名	事業内容等	事業費
公表済事業			○プレミアム付「はまだ応援チケット」発行事業		2億6,760万円
1 【12月公表分から拡充】	3月	水道管理課	水道の基本料金の減免	物価高騰の影響を受けている市民や事業者等を支援するため、水道の基本料金を減免する。(官公署は除く。) ○支給額 基本料金4か月分(12月公表時の2か月分から拡充)	1億1,310万円
2 【12月公表分から拡充】	3月	環境課	水道未普及地域等物価高騰対策事業	物価高騰の影響を受けている水道未普及世帯等を支援するため、水道の基本料金4か月相当分の交付金を支給する。 ○支給額 対象世帯当たり4千円(12月公表時の2千円から拡充)	310万円
3	3月	地域福祉課	障がい福祉サービス施設物価高騰対策応援金	障がい福祉サービス提供施設等の物価高騰の負担を軽減するため、応援金を支給する。 ○支給額：56千円～336千円 ○対象施設見込数 127施設	1,050万円
4	3月	健康医療対策課	医療機関等物価高騰対策応援金	市内医療機関等に対し、応援金を支給する。 ○支給額：56千円～112千円(別途病床等の加算あり) ○対象施設数：95施設	1,580万円
5	3月	健康医療対策課	介護施設・老人福祉施設等物価高騰対策応援金	介護施設・老人福祉施設等の物価高騰の負担を軽減するため、応援金を支給する。 ○支給額：56千円～672千円 ○対象施設見込数 145施設	1,830万円
6	3月	子ども・子育て支援課	児童養護施設物価高騰対策応援金	児童養護施設に対し、応援金を支給する。 ○支給額：252千円 ○対象施設数：1施設	30万円
7	3月	子ども・子育て支援課	幼児教育施設物価高騰対策応援金	市内幼児教育施設に対し、応援金を支給する。 ○支給額：56千円～224千円 ○対象施設数：27施設	280万円
8	3月	教育総務課	学校給食費激変緩和事業補助金	令和8年度から学校給食費を引上改定するにあたり、保護者の経済的負担を軽減するため、中学生に限り引上額の約1/2を補助する。 ※小学生については、別途国の負担軽減策による補助制度を実施する。	1,380万円
	6月(予定)		その他(追加実施分)	今後事業案の取りまとめを行い、市議会の議決を得た上で順次実施予定	約2億3,000万円

令和 8 年 3 月 浜田市議会定例会議 付議事件

議案等 (30 件)

〔条例関係 12 件、財産の無償譲渡 1 件、計画の策定 2 件、計画の変更 1 件、補正予算 6 件、当初予算 7 件、同意 1 件〕

- 議案第 1 号 浜田市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
議案第 2 号 浜田市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について
議案第 3 号 浜田市貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 4 号 浜田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について
議案第 5 号 浜田市金城老人福祉センター条例を廃止する条例について
議案第 6 号 浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議案第 7 号 浜田市弥栄農産物処理加工施設条例を廃止する条例について
議案第 8 号 浜田市営住宅条例の一部を改正する条例について
議案第 9 号 浜田市地域定住住宅条例の一部を改正する条例について
議案第 10 号 浜田市火災予防条例の一部を改正する条例について
議案第 11 号 浜田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
議案第 12 号 浜田市水道給水条例の一部を改正する条例について
議案第 13 号 財産の無償譲渡について(浜田市弥栄農産物処理加工施設)
議案第 14 号 浜田市過疎地域持続的発展計画の策定について
議案第 15 号 弥畝辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
議案第 16 号 小国辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
議案第 17 号 令和 7 年度浜田市一般会計補正予算 (第 10 号)
議案第 18 号 令和 7 年度浜田市一般会計補正予算 (第 11 号)
議案第 19 号 令和 7 年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
議案第 20 号 令和 7 年度浜田市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)
議案第 21 号 令和 7 年度浜田市水道事業会計補正予算 (第 1 号)

- 議案第 22 号 令和 7 年度浜田市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 23 号 令和 8 年度浜田市一般会計予算
- 議案第 24 号 令和 8 年度浜田市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 25 号 令和 8 年度浜田市駐車場事業特別会計予算
- 議案第 26 号 令和 8 年度浜田市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 27 号 令和 8 年度浜田市水道事業会計予算
- 議案第 28 号 令和 8 年度浜田市工業用水道事業会計予算
- 議案第 29 号 令和 8 年度浜田市下水道事業会計予算
- 同意第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

報告（2 件）

- 報告第 1 号 専決処分の報告について（令和 7 年度浜田市一般会計補正
予算（第 9 号））
- 報告第 2 号 専決処分の報告について（事故の損害賠償の額の決定）

令和8年3月浜田市議会定例会議 付託先一覧（案）

【市長提出議案の付託件数内訳】

総務委員会 8件、文教厚生委員会 5件、産業建設委員会 4件、
 予算決算委員会 13件
 ※委員会付託省略の即決…0件

市長提出議案等（議案30件）

議案等番号	件名	付託先等
議案第1号	浜田市附属機関設置条例の一部を改正する条例について	総務委員会
議案第2号	浜田市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について	〃
議案第3号	浜田市貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例について	文教厚生委員会
議案第4号	浜田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について	〃
議案第5号	浜田市金城老人福祉センター条例を廃止する条例について	〃
議案第6号	浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	〃
議案第7号	浜田市弥栄農産物処理加工施設条例を廃止する条例について	産業建設委員会
議案第8号	浜田市営住宅条例の一部を改正する条例について	〃
議案第9号	浜田市地域定住住宅条例の一部を改正する条例について	〃
議案第10号	浜田市火災予防条例の一部を改正する条例について	総務委員会
議案第11号	浜田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	〃
議案第12号	浜田市水道給水条例の一部を改正する条例について	文教厚生委員会
議案第13号	財産の無償譲渡について（浜田市弥栄農産物処理加工施設）	産業建設委員会
議案第14号	浜田市過疎地域持続的発展計画の策定について	総務委員会
議案第15号	弥畝辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	〃
議案第16号	小国辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	〃
議案第17号	令和7年度浜田市一般会計補正予算（第10号）	予算決算委員会
議案第18号	令和7年度浜田市一般会計補正予算（第11号）	〃

議案第19号	令和7年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	予算決算委員会
議案第20号	令和7年度浜田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	〃
議案第21号	令和7年度浜田市水道事業会計補正予算(第1号)	〃
議案第22号	令和7年度浜田市下水道事業会計補正予算(第2号)	〃
議案第23号	令和8年度浜田市一般会計予算	〃
議案第24号	令和8年度浜田市国民健康保険特別会計予算	〃
議案第25号	令和8年度浜田市駐車場事業特別会計予算	〃
議案第26号	令和8年度浜田市後期高齢者医療特別会計予算	〃
議案第27号	令和8年度浜田市水道事業会計予算	〃
議案第28号	令和8年度浜田市工業用水道事業会計予算	〃
議案第29号	令和8年度浜田市下水道事業会計予算	〃
同意第9号	人権擁護委員候補者の推薦について	総務委員会

【請願の付託件数内訳】

総務委員会 10件、文教厚生委員会 5件、産業建設委員会 1件、
議会運営委員会 5件 議会広報広聴委員会 1件

請願 (22件)

議案等番号	件名	付託先等
請願第67号	令和7年12月定例会議採択の総務委員会所管請願に係る進捗状況報告に関する請願について	総務委員会
請願第68号	浜田市公文書管理条例の制定及び公文書管理体制の抜本的改善に関する請願について	〃
請願第69号	公文書開示業務の迅速化及び組織的な業務執行体制の構築に関する請願について	〃
請願第70号	公文書の改ざん禁止及び不正行為に対する厳正な処分の徹底に関する請願について	〃
請願第71号	市民への適切な接遇の確保と公平なカスタマーハラスメント対策に関する請願について	〃
請願第72号	市民に対する法的措置等の発動における客観的妥当性の確保と適正手続きの確立に関する請願について	〃

請願第73号	不当要求行為の認定は、客観的事実及び証拠に基づく該当性審査を経て行い、問題がある場合には是正及び再発防止を行うよう求める請願について	総務委員会
請願第74号	産業経済部職員による飲酒事案に係る不透明な処分プロセス及び事実隠蔽の疑いに関する真相究明を求める請願について	〃
請願第75号	専門的知見を要する調査・検討業務の委託における分析及び評価の独立性確保を求める請願について	〃
請願第76号	市の予算を用いた委託事業における成果品検査の記録及び保存の徹底を求める請願について	〃
請願第77号	令和7年12月定例会議採択の文教厚生委員会所管請願に係る進捗状況報告に関する請願について	文教厚生委員会
請願第78号	教育・スポーツ施設の設置、改廃及び機能転用に関する適正な意思決定手続の確保を求める請願について	〃
請願第79号	浜田市スケート場再配置計画における事務手続きの不備解消及び市民との対話再開を求める請願について	〃
請願第80号	浜田市スケート場再配置計画における事務手続きの適正化及び「浜田市協働のまちづくり条例」に基づく市民との直接対話の再開を求める請願について	〃
請願第81号	訴訟の提起を理由とした市民への説明責任及び対話拒否の改善を求める請願について	〃
請願第82号	令和7年12月定例会議採択の産業建設委員会所管請願に係る進捗状況報告に関する請願について	産業建設委員会
請願第83号	本会議における自席発言の導入に関する請願について	議会運営委員会
請願第84号	令和7年12月定例会議採択の議会運営委員会所管請願に係る進捗状況報告に関する請願について	〃
請願第85号	議会運営委員会の委員選任における会派人数要件の撤廃に関する請願について	〃
請願第86号	一般質問における議員間の発言順序の変更に関する請願について	〃
請願第87号	議会における公人・法人等の実名発言及び議会だより等への掲載の保障に関する請願について (議会運営委員会付託分)	〃
請願第88号	議会における公人・法人等の実名発言及び議会だより等への掲載の保障に関する請願について (議会広報広聴委員会付託分)	議会広報広聴委員会

市長報告事件（2件）

報告等番号	件名
報告第1号	専決処分の報告について（令和7年度浜田市一般会計補正予算（第9号））
報告第2号	専決処分の報告について（事故の損害賠償の額の決定）

議会報告事件（2件） 定例会議初日（2月24日報告予定）

意見書処理報告書	（令和7年12月浜田市議会定例会議議決分） 発議第8号 診療報酬引上げと地域医療の維持を求める意見書について
議員派遣報告書	（1/20）令和7年度第3回浜田市議会議員研修会

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
67	令和7年12月定例会議採 択の総務委員会所管請願 に係る進捗状況報告に関 する請願について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 2. 10
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
総務委員会				
<p>【趣旨】 市ホームページの改善（第6号）、避難誘導體制の改善（第7号）、防災無線の音質改善（第8号）、市職員の接遇向上（第9号）、働き方改革（第10号）、デマンドタクシーの運行拡充（第16号）、バス路線の維持（第17号）の各請願が採択された。 これら市民の生活基盤に直結する事項が、市長による「善処」の要望を受け、現在どのような状況にあるかを明らかにされたい。</p> <p>【請願事項】 1. 採択された各請願（第6, 7, 8, 9, 10, 16, 17号）の現在の処理経過及び実施内容を報告すること。 2. 未実施または検討中の事項については、具体的な実施計画及び時期を明らかにすること。</p>				

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
68	浜田市公文書管理条例の 制定及び公文書管理体制 の抜本的改善に関する請 願について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 2. 10
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
総務委員会				

【請願の趣旨】

公文書は、行政の意思決定の過程を記録した市民の共有財産であり、民主主義を支える重要な基盤です。

しかしながら、現在、浜田市においては、スポーツ審議会等の附属機関において施設の必要数などの重要な計画数値が変更されているにもかかわらず、その理由や根拠となる記録が残されていない、あるいは「文書不存在」として開示されないといった事態が頻発しています。

本来あるべき記録が存在しない、あるいは決定のプロセスが不透明であることは、行政の継続性を損なうだけでなく、市民による事後的な検証を不可能にするものです。

また、文書管理のずさんさは、行政への信頼を根底から揺るがす重大な問題と言わざるを得ません。

国においては「公文書等の管理に関する法律」が施行されており、多くの自治体でも独自の公文書管理条例を制定し、意思決定プロセスの透明化を図っています。

つきましては、浜田市においても、文書作成の義務化、適切な保存、及び適切な廃棄のルールを明確に定め、市政の透明性を確保するため、下記の通り請願いたします。

【請願事項】

1. 意思決定の過程や事務の実施状況を合理的に跡付け、検証できるよう、速やかに「浜田市公文書管理条例」を制定すること。
2. 審議会や各種会議における決定事項の変更理由や根拠等、重要な政策決定プロセスについては、必ず文書を作成し、保存することを義務付けること。
3. 「あるべき文書がない」という事態を防ぐため、文書の発生から廃棄に至るまでの管理体制を抜本的に見直し、職員の意識改革と責任の所在を明確にすること。

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
69	公文書開示業務の迅速化及び組織的な業務執行体制の構築に関する請願について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 2. 10
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
総務委員会				

【請願の趣旨】

公文書の開示請求は、市民の知る権利を保障し、行政の透明性を確保するための重要な制度である。

しかしながら、現在、浜田市における開示決定等の判断において、著しい遅延が発生している事案が見受けられる。

その大きな要因の一つとして、担当部署の責任者（課長等）が判断業務や事務作業を一人で抱え込み、組織としての共同作業や部下への適切な権限委譲が行われていない実態がある。

本来、管理職は組織全体の進行管理に専念すべきであり、特定の個人が業務を停滞させることは、市民に対する行政サービスの低下を招くだけでなく、公文書公開条例の趣旨を没却するものである。

公文書開示業務の遅延は、市民の権利利益を侵害するのみならず、行政への不信感を増大させる結果となる。つきましては、特定の職員の抱え込みを解消し、部署全体で迅速かつ組織的に業務を遂行する体制を整えるよう、下記の通り請願する。

【請願事項】

1. 公文書開示請求に対する決定期限を厳守するため、特定の職員（管理職を含む）に業務が集中・停滞しないよう、部下との共同作業や組織的なチェック体制を構築すること。
2. 業務の進捗状況を部内・課内で共有し、属人的な判断による遅延が発生しないよう、標準的な事務処理手順の確立と徹底を図ること。
3. 開示請求が集中した場合や複雑な案件においても、組織全体で柔軟にバックアップし、迅速な開示を実現するための人員配置や業務改善を行うこと。

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
70	公文書の改ざん禁止及び不正行為に対する厳正な処分の徹底に関する請願について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 2. 10
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
総務委員会				

【請願の趣旨】

公文書は、行政の意思決定の過程を記録した市民の共有財産であり、その正確性と信頼性は市政運営の根幹である。

しかしながら、現在、浜田市において公文書の内容を事実と異なる形に書き換える「改ざん」が行われ、かつ、それに関与した職員が適切な処分も受けずに放置されているという、極めて憂慮すべき事態が見受けられる。

一度作成された文書を、後から都合良く書き換える行為は、市民に対する背信行為であるのみならず、虚偽公文書作成罪等の刑事罰にも抵触し得る重大な違法行為である。こうした不正が「お咎めなし」で通用する組織文化は、行政の公平性と透明性を根底から破壊し、市民の不信感を決定的なものにする。

行政に対する信頼を取り戻すためには、改ざんを絶対に禁止し、万が一不正が発覚した場合には、関与した職員及び監督責任者に対して例外なく厳正な処分を下す体制を確立することが不可欠である。つきましては、下記の通り強く請願する。

【請願事項】

1. いかなる理由があろうとも公文書の改ざん、隠蔽、不適切な廃棄を一切許さないことを改めて組織内で周知徹底し、厳格な文書管理体制を構築すること。
2. 公文書の改ざん等の不正行為が発覚した際には、速やかに事実関係を調査・公表し、関与した職員及び管理職に対して、市の懲戒規定に基づき厳正かつ公平な処分を断行すること。
3. 不正を隠蔽させない組織文化を作るため、職員が不正を発見した際の内部告発制度の強化や、第三者によるチェック機能を導入すること。

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
71	市民への適切な接遇の確保と公平なカスタマーハラスメント対策に関する請願について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 2. 10
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
総務委員会				

【請願の趣旨】

現在、浜田市を含む多くの自治体において、いわゆるカスタマーハラスメント（以下「カスハラ」という）から職員を守るための条例制定の動きがある。

しかし、市役所は本来、市民の負託を受け、市民のために奉仕する組織である。

市民が窓口で声を荒らげる背景には、職員の不誠実な対応、知識不足による虚偽の説明、発言を遮る行為、あるいは威圧的・無関心な態度など、職員側に起因する事案が少なくない。

こうした職員の不適切な対応が市民の不満を招き、結果として紛争に発展している側面を無視してはならない。

職員側が原因を作っておきながら、市民の正当な抗議までを「カスハラ」として一律に排除・規制するような条例は、市民の権利を侵害し、行政への信頼を失墜させる恐れがある。

よって、一方的な規制条例に走るのではなく、まずは職員の接遇向上と、トラブル発生時の客観的な事実確認を徹底する仕組み作りを求めるため、以下の通り請願する。

【請願事項】

1. カスハラ対策に関する検討を行う際は、市民の言動のみを規制対象とするのではなく、トラブルの端緒となった「職員側の不適切な言動（虚偽説明、遮り、不誠実な態度等）」を厳格に検証する仕組みを併せて構築すること。
2. 職員に対し、市民の声に最後まで耳を傾け、正確かつ誠実な情報提供を行うための徹底した接遇訓練及び教育を実施すること。
3. 市民と職員の間トラブルが発生した際、職員側の主観のみで判断せず、第三者的な視点や客観的証拠に基づき公平に判断するプロセスを整備し、正当な批判を行う市民が不当に排除されないよう措置を講じること。

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
72	市民に対する法的措置等の発動における客観的妥当性の確保と適正手続きの確立に関する請願について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8.2.10
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
総務委員会				

【請願の趣旨】

市役所が市民に対し、弁護士を通じて接触禁止を通知したり、法的措置を背景とした警告を行ったりすることは、市民の正当な権利行使を萎縮させる極めて重大な行為である。

このような措置は、本来、市民側に弁明の余地がないほどの著しい違法性や暴力性がある場合のみ、慎重に検討されるべきものである。

しかしながら、現在、浜田市において、市民が紳士的な態度で、かつ相互の合意のもとに録音を行いながら職員と対話しているにもかかわらず、その対話そのものを理由として、部長会議等の内部判断のみで一方的に弁護士を通じた排除通告が行われるという、極めて不透明かつ不合理な事案が発生している。

録音内容等の客観的な事実を確認すれば紳士的なやり取りであると判明するものであっても、市側が「特定の市民を排除したい」という意図のみで情報を歪め、内容を精査せずに組織決定を下せる現在のシステムは、公平・公正な行政のあり方から大きく逸脱している。

つきましては、特定の市民が不当に不利益を被ることがないように、外部のチェック機能を含めた適正な手続きを導入することを強く請願する。

【請願事項】

1. 市民に対する接触禁止通告や法的措置を検討する際は、当該市民とのやり取りの録音や記録等の客観的証拠を必ず精査し、特定の職員や部署の主観的な報告のみで判断を下さないこと。
2. 部長会議等の政策決定機関において市民の権利を制限する決定を行う場合は、その根拠となった事実関係を議事録に明記し、後日検証可能な透明性を確保すること。
3. 市民を「排除対象」と判断する前に、第三者（弁護士会や外部の有識者委員会等）による公平な審査、あるいは当該市民への弁明機会の付与など、適正手続き（デュー・プロセス）をシステムとして組み込むこと。

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
73	不当要求行為の認定は、客観的事実及び証拠に基づく該当性審査を経て行い、問題がある場合には是正及び再発防止を行うよう求める請願について	浜田市国分町 1689-1 三島 淳寛	森谷 公昭	R8. 2. 10
	付託委員会	審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
	総務委員会			
<p>【趣旨】</p> <p>地方公共団体が、市民の行為について「不当要求行為」や「強要」に該当すると認定したり、認定を受けて警告書において行為を制限することは、当該市民の請願権、表現の自由、行政に対する質問・意見表明の機会を事実上制限する重大な行政判断である。</p> <p>そのため、不当要求行為の認定に当たっては、該当性審査の対象となる具体的な事実関係を特定し、客観的な証拠に基づき、法令を遵守した上で判断することが不可欠である。</p> <p>しかしながら、浜田市においては、強要があったことが分かる文書の開示を求めたところ、当該文書は存在しないとして、文書不存在を理由とする不開示決定がなされている。</p> <p>また、不当要求行為等防止対策委員会において、報告書等に記載された「強要があった」との事実について、委員会として具体的な事実確認を行ったことを示す記録の開示を求めたところ、当該事実を確認したことを示す記録も存在しないことが明らかとなっている。</p> <p>よって、市議会において、不当要求行為の認定について、当該認定に問題がなかったか否かについて事実確認を行い、「発生報告者からの意見」で長時間の対応を強要されたとされる令和7年6月5日の通話に係る録音記録（発生報告者が保有している公文書）等、証拠となる記録の確認等、認定に問題がないか検証するよう、執行部に対し求め、その結果、問題が認められる場合には、是正措置及び再発防止策を講じるよう働きかけることを求める。</p> <p>【請願の理由】</p> <p>浜田市では、これまでに職員から不当要求行為の発生報告等があった場合、不当要求行為等防止対策委員会を開催し、市民の行為について教育委員会職員から「強要があった」として不当要求行為に該当すると認定し、当該市民に対して警告書を送付するとともに、以後市に対する質問や意見の申出を行わないよう求める対応等が行われている。</p>				

しかし、この認定については、「いつ、誰に対し、どのような強要が行われたのか」という該当性審査の対象となるべき具体的事実関係を示す記録が一切存在しない事例がある。

具体的には令和7年6月5日の市民からの問い合わせの電話について、浜田市教育委員会職員が不当要求行為発生報告者からの意見として「長時間の対応を強要された」という文書を書き、2回にわたり開催された不当要求行為等防止対策委員会において当該市民の行為が不当要求行為に該当すると認定し、警告書の送付が行われている。

しかし、この令和7年6月5日の電話については、市民と職員が双方録音して通話をすることに合意しており、双方録音開始後に会話が行われている。職員は長時間の対応を強要されたと書いているが、この通話開始から二十数分経ったところで職員から「12時45分」頃までにさせて欲しいと申し出があり、市民は「ありがとうございます。お願いします。」と述べて会話が続いている。そして終了したのが12時46分であった。職員の申し出た時刻に終了しており、さらに時間を延ばすことを強要するような発言も無い。

実際に認定を受けた市民が「強要があったことが分かる文書」の開示を求めたところ、文書不存在を理由とする不開示決定がなされている。

さらに、不当要求行為等防止対策委員会において、報告書等に記載された「強要があった」との事実について、「同委員会が当該強要について証拠を確認した記録」の開示を求めたところ、当該記録も存在しないことが確認されている。

すなわち、強要があったと認定するための根拠となる客観的事実も、委員会が当該強要の記録を確認したことを示す記録も存在しないまま、教育委員会職員の発生報告書と発生報告者からの意見をもとに、相手市民に事実確認も行わないまま、一方的に不当要求行為の認定及び警告書の送付による行為の制限が行われている。

また、当該市民を対象として、電話や窓口対応の開始時刻、終了時刻、対応内容等を記録し、複数の課で共有する「対応記録」というファイルが作成され、ファイル共有システムで運用されていたが、これらの記録には会話の具体的内容は記載されておらず、不当要求行為の該当性を判断する根拠資料とはなり得ないものである。それにもかかわらず、問い合わせの回数や時間といった形式的な情報のみが、不当要求行為の認定に利用されている。

この市民はこうした状況を、不当要求に関する対応を自治体に指導したり裁判で自治体側の弁護実務を担当している専門性の高い弁護士に相談したところ、「こんな荒い認定はみたことがない。普通はいつ、誰に対して、どのように不当な要求をしたのかという具体的事実を行政が記録し、該当性審査を行う。文書不存在というのは対象となる事実が確認できない状態。訴訟のリスクを考えなかったか、リスクを承知で遮断を優先したとしか思えない。」という意見であった。

市民が行政に対して不明点を問い合わせたり、条例や法令に沿った対応であるかを確認したりすることは、正当な権利行使であり、不当要求行為には該当しない。

このような状況は、特定の市民の問い合わせや意見を遮断するために、不当要求行為の認定が用いられているとの疑念を生じさせるものである。

なお、当該市民は、本件不当要求行為の認定及び警告を受けたことにより、著しい精神的苦痛を受け、医師から精神疾患を患っているとの診断を受け、現在も通院加療を要する状態にある。このように、市民の心身に重大な影響を及ぼす結果を生じさせていることから、当該認定の妥当性について、客観的事実及び証拠に基づく検証と、認定に問題がある場合、是正と再発防止が不可欠である。

【請願事項】

1. 教育委員会職員が書いた不当要求行為発生報告書や発生報告者からの意見をもとに令和 7 年に不当要求行為として認定された事案について、当該認定に問題がなかったか否かを検証するため、認定の経緯の確認や令和 7 年 6 月 5 日の通話に係る録音記録の内容を含む、証拠となる記録の確認を行うなど、事実確認を行うこと。
2. 前項の事実確認の結果、認定に問題があると認められる場合には、当該認定の是正を行うとともに、同様の事案が再び生じることを防ぐよう、再発防止策を講ずること。

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
74	産業経済部職員による飲酒事案に係る不透明な処分プロセス及び事実隠蔽の疑いに関する真相究明を求める請願について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8.2.10
	付託委員会	審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
	総務委員会			

【請願の趣旨】

行政職員による飲酒運転等の不祥事は、市民の安全を脅かし、行政への信頼を根底から失墜させる重大な背信行為である。通常、こうした事案が発生した際には、厳正な懲戒処分（停職等）が下され、名前は非公表であっても「処分一覧」等を通じて市民に周知されるのが当然のルールである。しかしながら、平成30年12月26日付の「職員の処分について」とされる文書において、産業経済部の職員による飲酒関連事案と推測される黒塗り記録が存在するにもかかわらず、同時期及びその前後の公式な処分一覧や新聞公報には、該当する産業経済部職員の処分記録が一切存在しないという不可解な事実がある。消防職員等の飲酒事案では厳格に処分・公表がなされている一方で、特定の部署の職員のみが事故届の提出も回避し、正規の処分プロセスや公表から意図的に外されているとすれば、これは行政による組織的な「隠蔽」と言わざるを得ない。不公平かつ不透明な身内への甘い対応は断じて許されるものではない。つきましては、議会が強い自浄作用を発揮し、本件の真相を究明することを強く請願する。

【請願事項】

1. 平成30年12月前後に発生した産業経済部職員の飲酒事案について、事故届の有無、具体的な処分の内容（口頭注意で済まされていないか等）、及び処分一覧に記載されなかった理由を全容調査すること。
2. 当該事案において、法令や市の規定に基づいた適正な処分がなされたか、また特定の政治的判断や組織的配慮によって事実が伏せられた形跡がないか、徹底した再調査を行うこと。
3. 本件のような「記録に残らない処分」が他にも存在しないか、過去の不祥事対応を検証し、市民に疑念を持たせない公平公正な公表基準を再確立すること。

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
75	専門的知見を要する調査・検討業務の委託における分析及び評価の独立性確保を求める請願について	浜田市国分町 1689-1 三島 淳寛	森谷 公昭	R8.2.10
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
総務委員会				

【趣旨】

浜田市が専門的知見を要する調査・分析・検討業務を外部に委託する場合、その目的は、受託者による独立した分析及び評価を通じて、政策判断の妥当性を高める点にある。

しかしながら、市の予算を用いた一部の委託事業において、受託者による分析及び評価の領域に、市が踏み込む形で関与しているのではないかとの疑義が生じている。

よって、市議会において、専門的知見を要する調査・検討業務の委託に関し、分析及び評価の独立性が確保されるよう、執行部に対し、必要な措置を講じるよう働きかけることを求める。

【請願理由】

専門的知見を要する調査・検討業務の委託は、市が自らの判断だけでは得られない視点や分析を取り入れるために行われるものであり、受託者が独立した立場から分析及び評価を行うことが前提となる。

ところが、市の予算を用いた一部の委託事業、例えば、サン・ビレッジ浜田アイススケート場の在り方に関する調査検討業務を三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社に委託した事例において、調査検討業務の実施過程で、市が受託者による分析及び評価の内容に介入し指示しているのではないかと受け取られかねない状況が確認されている。

具体的には、市が、コンサルの報告書案に対し、○利用者アンケート集計結果の全体的なまとめとして以下のような記述を盛り込めないか。現状のスケート場は、市外からの利用者は比較的多いものの、宿泊や観光施設の利用にはつながっておらず、経済効果は薄い。また、市外からの家族での利用が多く、市内の若者や子育て世代など市民のための施設として有効に機能していない。と分析や評価の記述の追加を求めたり、中高生のアンケート結果では、スケート場として残すが過半数であった。その一方で39歳以下の若者は、過半数がスケート場以外の施設として整備することを望んでいる。というような表現を追記する。と指示している。また、スケート場利用者アンケートについての自由意見を載せた特定のページ（毎年利用しているとの感謝の意見、大会で

広域から参加しているとの意見、存続を求める意見など)を削除する検討を受託者に求め、受託者である三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社がこれらの要請に応じて成果品の修正を行ったことを示す記録が確認されている。

また、本来は成果品を受領した後に、市がその内容も参考に検討・判断するはずの方針について、調査検討業務の途中段階において、市の思いは機能転用の方針であると受託者に伝達した上で報告書の修正を指示していることも市職員からコンサルへの令和5年11月21日のメールで確認されている。

これらのやり取りは、市が委託したはずの分析及び評価の内容そのものに直接介入し、市の方針を反映する報告書を、受託者とともに作成していたとも受け取れる状況を示すものである。

このような形で調査・検討業務が進められた場合、当該委託業務は、複数の選択肢を公正中立に比較・検討するための客観的な専門調査とは言い難く、市の意向を前提とした結論誘導的な作業となるおそれがある。

市の予算を用いて実施される調査・検討業務が、真に客観的で専門性のある成果を生み出すためには、分析及び評価の領域と、市が成果品受領後に行うべき検討・判断の領域とを明確に区分し、受託者の分析及び評価の独立性を確保することが不可欠である。

【請願事項】

1. 市の予算を用いて専門的知見を要する調査・分析・検討業務を委託するに当たっては、市による関与は、事実関係に関する情報提供や、誤字・脱字、表記ゆれ等の形式的事項の指摘に限定されるべきであり、分析や評価の手法、評価内容について、市が修正を求めたり、追記や削除を求めたりすることは行わないことを明確にすること。
2. 調査・検討業務の実施過程において、市が本来成果品の受領後に検討・判断すべき市の方針を、業務の途中段階で受託者に伝達していないか、また、分析や評価の記述内容に直接関与していないかについて、必要に応じて検証を行うこと。
3. 今後、専門的知見を要する調査・検討業務の委託において、分析及び評価の独立性が損なわれることのないよう、必要な再発防止策を講じること。

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
76	市の予算を用いた委託事業における成果品検査の記録及び保存の徹底を求める請願について	浜田市国分町 1689-1 三島 淳寛	森谷 公昭	R8. 2. 10
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
総務委員会				

【趣旨】

浜田市が市の予算を用いて実施する委託事業においては、完成した成果物を受領した上で内容の検査を行い、業務仕様書や契約書に定められた内容に照らして不備がある場合には、修正や補完等を求め、その結果を踏まえて公金が支出されることが前提となっている。

しかしながら、市の予算を用いた一部の委託事業においては、成果物について検査が実施されたこと自体を客観的に確認できる記録が存在しない事例が確認されている。

このような状態では、「当該委託事業が契約内容に基づき適正に履行されたことをどのように確認したのか」を事後的に検証することが困難となっており、公金支出の妥当性や市民に対する説明責任が十分に果たされているとは言い難い。

よって、市議会において、市の予算を用いた委託事業に関する成果品検査の実施状況を客観的に確認できる記録の作成及び保存を徹底するため、必要な具体的措置を講じるよう、執行部に働きかけることを求める。

【請願の理由】

委託事業における完了検査は、受領した成果物の内容が、業務仕様書や契約書に定められた内容を満たしているかどうかを確認し、不備がある場合には修正等を求めるための、基本的かつ不可欠な手続である。

調査・分析・検討といった専門的知見を要する業務の委託においても、成果物の内容が契約内容に適合しているか否かを判断するため、検査が実施されたかどうか、どのような観点及び方法で検査が行われたのかを、客観的に確認できる形で記録として残すことが強く求められる。

しかしながら、市の予算を用いた一部の委託事業、例えば、サン・ビレッジ浜田アイススケート場の在り方に関する調査検討業務においては、市は契約上の成果品ではなく、成果品（契約上は紙媒体2部とCD-R）納品前の「報告書（案）」をデータで受け取りそのデータを検査したと説明しており、成果品について検査が実施されたこと自体を客観的に確認できる記録が存在しない。そしてそのデータをいつ誰が何に照らして検査したのかを示す記録も存在しない。にもかかわら

ず、令和5年12月8日に未受領（実際には令和5年12月15日受領）の成果品について「納品があった。検査の結果問題ない。合格とされますか。」という内容の起案が作成され、この起案に添付された納品書（報告書2部、報告書概要版2部、上記成果品等に係る電子媒体1部とある）には令和5年12月8日の受領印が押され、12月15日に教育部長が合格を決裁している。

このような状況では、どのように当該成果物に不備がないと判断したのか、あるいは不備があったにもかかわらず修正を求めなかったのか、あるいは成果品の検査は行っていないのかといった点を後日検証することが極めて困難となり、結果として、契約内容を十分に満たしていない成果品に対して公金が支出されるおそれを否定できない。事実この三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社の事例では、業務仕様書で定めた複数の内容（周辺自治体におけるアイススケート場の需要調査、照明設備の更新コストを含めた将来収支シミュレーションの作成、実現可能性の観点からの比較検討）が履行されていない。

また、検査の実施を客観的に確認できる記録が存在しないことは、委託事業の透明性及び公正性を損なうのみならず、議会や監査による将来的な検証を妨げる結果を招きかねない。

市民の信頼を確保し、市の財務運営の適正性を担保するためにも、市の予算を用いた委託事業について、成果物検査の実施状況を客観的に記録を作成し、これを適切に保存する体制を整備することが不可欠である。

【請願事項】

1. 市の予算を用いた委託事業について、受領した成果物に対する検査に関し、検査が実施されたことを客観的に確認できる記録（検査者、検査日時、検査方法、検査基準、不備の有無及び対応内容等）を作成し、これを適切に保存する体制を整備すること。
2. 過去に実施された委託事業についても、成果物に対する検査について、検査が実施されたことを客観的に確認できる記録が存在しない事例が確認できた場合には、その状況を整理・検証し、必要な改善措置を講じること。
3. 今後、成果物に対する検査について、実施された検査の内容を客観的に確認できる記録が存在しないまま公金支出が行われることのないよう、市として再発防止策を講じること。

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
77	令和7年12月定例会議採 択の文教厚生委員会所管 請願に係る進捗状況報告 に関する請願について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 2. 10
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
文教厚生委員会				

【請願の趣旨】

令和7年12月定例会議において、バリアフリー化（第19号）、医師確保（第22号）、地域包括ケア（第24号）、子育て支援（第26号）、ゴミ出し支援（第27号）、火力発電所環境調査（第28号）、動物愛護（第29号）、マイナンバー業務改善（第30号）、ワンストップ窓口（第31号）、滞納相談（第32号）、給食費軽減（第34号）、地産地消（第35号）、会議公開（第36号）、図書館充実（第37号）、不登校支援（第38号）、部活動移行（第39号）、学校トイレ洋式化（第40号）、通学路安全（第41号）ICT教育（第42号）、体育施設（第48号）、いじめ防止（第49号）、工業用水道会計（第50, 51, 53号）の各請願が採択された。

これらの進捗を明らかにし、市民への説明責任を果たすよう求める。

【請願の事項】

1. 採択された上記各請願の執行状況及び検討結果を報告すること。
2. 特に工業用水道会計に関する調査（第50, 51, 53号）の現在の進捗を詳細に報告すること。

請 願 文 書 表

受理番号	件名	請願者	紹介議員	受理年月日
78	教育・スポーツ施設の設置、改廃及び機能転用に関する適正な意思決定手続の確保を求める請願について	浜田市国分町 1689-1 三島 淳寛	森谷 公昭	R8.2.10
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果年月日
文教厚生委員会				

【趣旨】

市の教育・スポーツ施設は、市民の学習権、健康増進及び文化的活動の基盤となる公共施設であり、その設置、改廃や機能転用は、市民生活に長期的かつ重大な影響を及ぼすものである。このため、施設の設置、改廃や機能転用に当たっては、関係法令に基づき、市長部局から独立した合議体としての教育委員会による十分な審議を経た上で議会や市民に方向性が示され、市議会においても十分な審議が行われた上で、教育委員会合議体として方針決定を行うことが不可欠である。

しかしながら、教育・スポーツ施設の改廃及び機能転用に関する意思決定手続が、必ずしもこれらの手続を経て行われていないという重大な問題が生じている。

よって、今後教育・スポーツ施設の改廃及び機能転用に関する意思決定手続の適正性が確保されるよう、執行部に対し、必要な措置を講じるよう働きかけることを求める。

【請願理由】

教育・スポーツ施設の設置、管理及び運営は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会が合議体として所管する重要な事項である。

スポーツ施設の改廃や機能転用といった判断については、教育委員会における十分な審議の上での意思決定が必要である。ところが、浜田市のスポーツ施設であるサン・ビレッジ浜田アイススケート場について、当該施設の施設整備の方向性に関する実質的な審議・意思決定を経ることなく、令和6年7月に市長によって行われ、その後の関連予算の上程が行われていることが明らかである。合議体としての教育委員会が方針決定しなければならない事項を市長が決定し、教育委員会は令和7年11月になって、違法状態を治癒するために教育委員会臨時会において市長の方針決定を追認する議決を行っている。しかしこの臨時会は7分間で終了しており、事前に報告書に事実では無い内容が含まれていることや、コンサルと市の職員が納品日について偽装していることについて通報があったにもかかわらず、通報に関する事実確認や実質的な審議が行われた記

録がない。

教育・スポーツ施設は、一度廃止や機能転用されれば後戻りが困難であり、市民生活に与える影響も極めて大きい。

したがって、利用者や市民の意見を十分に把握し、合議体としての教育委員会及び市議会において実質的な審議が尽くされる手続きを確保することが不可欠である。

【請願事項】

1. 教育・スポーツ施設の設置、改廃及び機能転用に関する方針については、教育委員会が合議体として十分な審議を行い、市議会や市民がその意思決定の過程及び内容が明確に確認できるよう記録し保存すること。
2. 教育・スポーツ施設の設置、改廃及び機能転用に関する重要な判断については、市長による先行的な方針決定が行われることのないよう、合議体としての教育委員会における実質的な審議と市議会や市民への説明を経て決定される手続きを確保すること。
3. 今後、教育・スポーツ施設の改廃及び機能転用に関する意思決定が、合議体としての教育委員会の十分な審議と議決を経ないまま関連予算の上程などが進められることのないよう、市長及び教育委員会において再発防止策を講じること。

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
79	浜田市スケート場再配置計画における事務手続きの不備解消及び市民との対話再開を求める請願について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8.2.10
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
文教厚生委員会				

【趣旨】

浜田市が進めているスケート場の機能転用（実質的な廃止）計画において、意思決定の根拠となったデータの正確性、及び公文書の取り扱いを含む事務手続きに重大な疑念が生じています。また、浜田市協働のまちづくり条例が定める「市民の参加」と「市の説明義務」が果たされていない現状を鑑み、議会として以下の事項を市執行部（教育委員会）に求める。

【請願事項】

- データの正確性に基づく再検証の実施 当初、スポーツ推進審議会等において「施設適正数 0」として議論が進められましたが、後に「1」に修正されています。根拠となる前提条件が変更された以上、当時の答弁及び現在の計画の妥当性を一度フラットに再検証すること。
- 市民団体が提示した代替案の公平な比較検討 市民団体より提出された収支シミュレーション等の具体的な代替プランについて、市が保有するデータと公平に比較・検証し、その結果を市民及び議会に誠実に説明すること。
- 事務手続きの透明化と公文書の適正管理 外部委託（コンサルタント報告書）の作成過程における市からの修正指示の経緯、及び納品日の事実関係と公文書訂正の不透明な処理について、事実関係を調査し、法令遵守（コンプライアンス）の観点から説明責任を果たすこと。

【請願理由】

浜田市協働のまちづくり条例には、「市は、市民等の意見を把握し、施策に反映させるよう努めなければならない」及び「施策の立案、実施等の各段階において、市民等に対して誠実かつ分かりやすく説明しなければならない」と定められています。しかし現状では市民からの具体的な提案（代替えプラン）の検証を拒否し、さらには弁護士を代理人に立てることで直接の対話を断絶させるなど、条例の精神から大きく逸脱した状況が続いています。また、計画の根拠となるデータの変遷や、公文書の日付訂正といった事務上の不備を放置したまま計画を強行することは、将来にわたって行政への信頼を著しく損なう恐れがあります。以上のことから、開かれた市政と民主

的な意思決定プロセスを取り戻すため。

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
80	浜田市スケート場再配置計画における事務手続きの適正化及び「浜田市協働のまちづくり条例」に基づく市民との直接対話の再開を求める請願について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 2. 10
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
文教厚生委員会				

【請願の趣旨】

浜田市が進めるスケート場の機能転用計画において、計画の根拠となるデータの変遷や外部委託調査への不適切な介入、さらには納品日の公文書書き換えといった事務手続き上の重大な疑念が浮上しています。また、本計画に異議を唱える市民に対し、行政が弁護士を介して対話を拒否し、警察への相談を匂わせる等の対応をとっている事実は、「市民が主役」を掲げる本市の自治理念を揺るがす事態です。地方自治の根幹である「市民との信頼関係」と「法治行政」を取り戻すため、議会として以下の事項を市執行部(教育委員会)に強く求めることをお願いいたします。

【請願事項】

- データの正確性に基づく計画の再検証 施設適正数が「0」から「1」へ修正された事実を重く受け止め、誤った数値を前提に出された審議会答申及び現行計画の正当性を一度白紙に戻して再検証すること。
- 事務手続きの透明化と法令遵守の徹底 コンサルタントへの修正指示の経緯、及び納期遅延に伴う公文書（納品日等）の不適切な訂正について、事実関係を調査し議会へ報告すること。
- 条例に基づく「直接対話」の再開 弁護士を介した間接的な対応や一方的な対話拒否を改め、「浜田市協働のまちづくり条例」の理念に則り、教育長及び責任ある担当者が、市民団体や三島氏をはじめとする市民と直接向き合い、誠実に議論・説明を行う場を速やかに設けること。
- 市民提示プランの公平な比較検討 市民団体等が作成した収支シミュレーション等の代替案を、単に排除するのではなく、行政保有データと公平に比較・検証し、その結果を公開すること。

【請願の理由】

「浜田市協働のまちづくり条例」には、市は市民の意見を把握し、誠実かつ分かりやすく説明す

る義務があると明記されています。しかし、令和8年2月10日の面会において教育長が示した「対話をするつもりはない」という姿勢は、この条例が定める説明責任の放棄に他なりません。市民の主体的なまちづくりへの参画(提案や質問)に対し、警察への告発を示唆したり、外部弁護士を隠れ蓑にして回答を拒んだりする行為は、行政による市民への威圧であり、民主的な自治の姿とは言えません。さらに、事務手続きにおける公文書の不適切な取り扱いや、根拠データの誤りを放置したまま計画を強行することは、将来にわたり市政への不信感を植え付ける結果となります。よって、本市が真に「市民が主役」の街であるために、本請願を提出いたします。

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
81	訴訟の提起を理由とした市民への説明責任及び対話拒否の改善を求める請願について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 2. 10
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
文教厚生委員会				

【請願の趣旨】

現在、浜田市が進めるスケート場の再配置計画を巡り、一部の事案について訴訟が提起されています。これに対し市執行部（教育委員会）は、「訴訟につき回答を控える」として、市民との対話や議会での詳細な説明を拒否する姿勢を示しています。しかし、行政には訴訟の有無に関わらず、施策の背景や事務手続きの正当性について市民に説明する法的・道義的責任があります。訴訟を理由に一切の説明を閉ざすことは、民主主義の根幹である説明責任の放棄であり、到底容認できません。よって、議会として市執行部に対し、適切な情報公開と市民との対話を維持するよう求めることをお願いいたします。

【請願事項】

1. 説明範囲の明確化と対話の継続 訴訟の具体的な争点そのものに関わる主張を除き、スケート場計画の政策的背景、これまでの事務手続きの経緯、市民が提示した代替案への見解等については、訴訟中であることを理由に拒むことなく、市民及び議会に対して誠実に説明・対話を行うこと。
2. 「浜田市協働のまちづくり条例」の優先遵守 訴訟中であっても、本市の基本ルールである「浜田市協働のまちづくり条例」に定める市の説明義務（第10条）は何ら免除されるものではないことを再確認し、弁護士等を介した間接的な対応ではなく、責任ある立場による直接対話を再開すること。

【請願の理由】

一般に地方自治体において、訴訟中であっても、その影響を受けない公文書の取り扱い、予算の執行状況、市民への一般的な政策説明などは、議会制民主主義の観点から継続して行われるべきものです。浜田市において、訴訟を理由に広範な情報の遮断や対話の拒否を行うことは、市民の「知る権利」を著しく侵害するだけでなく、行政への信頼を失墜させる行為です。令和8年2月10日の面会においても、教育長は訴訟等を背景に対話を一切拒否する旨を示しましたが、このような硬直化した対応は条例の理念に反します。司法判断を待つことと、現在進行中の政策について市民に説明し対話を重ねることは両立可能であり、行政にはその努力を尽くす義務があります。

以上のことから、行政の透明性と誠実な対話の場を取り戻すため、本請願を提出いたします。

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
82	令和7年12月定例会議採 択の産業建設委員会所管 請願に係る進捗状況報告 に関する請願について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 2. 10
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
産業建設委員会				

【請願の趣旨】

令和7年12月定例会議において、商店街活性化（第54号）、JR浜田駅周辺整備（第55号）、三桜酒造跡地利活用（第56号）、農業担い手支援（第57号）、市管理区域の草刈り等（第59号）、生活道路補修（第60号）、河川点検（第61号）、公園安全管理（第62号）、空き家対策（第63号）、市営住宅基準（第64号）の各請願が採択された。

これら地域経済及び安全に深く関わる事項の現状と今後の見通しを報告されたい。

【請願事項】

1. 採択された各請願（第54, 55, 56, 57, 59, 60, 61, 62, 63, 64号）の現在の実施状況及び透明性確保の具体的な取組を報告すること。
2. 道路や河川等のインフラ整備に関する要望の年度内執行状況を明らかにすること。

請 願 文 書 表

受理番号	件名	請願者	紹介議員	受理年月日
83	本会議における自席発言の導入に関する請願について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8.2.10
付託委員会	審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果年月日	
議会運営委員会				
<p>【請願の趣旨】</p> <p>現在、浜田市議会の本会議において、議員が発言する際は演壇（センターの発言席）まで移動し、資料を広げて発言し、終了後に再び資料をまとめて自席に戻るといった運用がなされています。しかし、この移動や、演壇での資料の準備・撤収に要する時間は、一度の発言につき数十秒から数分を要しており、会期全体を通せば看過できない時間のロスとなっています。</p> <p>また、大量の資料を抱えて議場内を往復することは、議事進行の停滞を招くだけでなく、効率的な審議を妨げる要因ともなっています。</p> <p>昨今、多くの地方自治体では、議事進行の迅速化とデジタル化に伴い、移動の無駄を省き、手元の資料や端末を即座に参照できる「自席発言」の運用が主流となっています。</p> <p>本市議会においても、市民から託された貴重な審議時間をより有効に活用し、実質的な議論に集中できる環境を整えるため、自席発言の導入を請願いたします。</p> <p>【請願事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本会議における議員の発言（質疑、一般質問、討論等）について、演壇への登壇を廃止または選択制とし、原則として自席からマイクを用いて発言する運用に改めること。 2. 自席発言の導入により削減された時間を、より深化させた政策議論や市民のための審議時間に充てること。 				

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
84	令和7年12月定例会議採 択の議会運営委員会所管 請願に係る進捗状況報告 に関する請願について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8.2.10
付託委員会	審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日	
議会運営委員				
<p>【請願の趣旨】 令和7年12月定例会議において、所管事務調査の適正な運用改善を求める請願（第65号）が採 択された。議会機能の強化と透明性向上を図るため、採択された改善策がどのように運用に反映 されているかを明らかにされる必要がある。</p> <p>【請願事項】 第65号請願に基づく、調査対象・目的の明確化及び情報共有体制の整備状況を報告すること。</p>				

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
85	議会運営委員会の委員選任における会派人数要件の撤廃に関する請願について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 2. 10
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
議会運営委員				

【請願の趣旨】

議会運営委員会は、議会の会期、議事日程、会議規則、あるいは議案の取り扱いなど、議会運営の根幹に関わる重要な事項を決定する場です。

しかしながら、現在の運用では一定以上の所属議員数を持つ会派にのみ委員の割り当てが限定されており、少数会派として出席できない状況にあります。議会は、多様な市民の負託を受けた議員によって構成される合議制の機関であり、たとえ少数の会派であっても、議会運営という共通のルール作りから排除されるべきではありません。現在の人数制限は、議会内の公平性を欠き、少数意見の反映を妨げる要因となっています。

「2名以上の会派」であれば、そのうち1名を委員として選任できるように制限を撤廃することは、議会運営の透明性を高め、より公正で民主的な合議形成を実現するために不可欠です。

つきましては、浜田市議会において、全ての会派が公平に議会運営に参画できるよう、下記の通り選任基準の改定を請願いたします。

【請願事項】

1. 議会運営委員会の委員選任において、所属議員が2名の会派であっても1名の委員を選出できるよう、人数制限を撤廃し、関係規定（委員会条例及び運用指針等）を見直すこと。
2. 少数会派であっても議会運営の意思決定プロセスに公平に参画できる体制を整えること。

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
86	一般質問における議員間の発言順序の変更に関する請願について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8.2.10
	付託委員会	審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
	議会運営委員			
<p>【請願の趣旨】</p> <p>現在、浜田市議会の一般質問における発言順序は、事前の届出や抽選によって厳格に固定されており、原則として変更は認められていません。</p> <p>しかし、議会の会期中には、特定の政策課題について関連する質問が続くよう調整することで議論の連続性を高め、市民にとってより理解しやすい審議を実現できる場合があります。</p> <p>また、議員個人のやむを得ない事情や、質問内容の熟成度、当局との調整状況に応じ、発言順を前後させた方がより質の高い一問一答が可能となるケースも想定されます。</p> <p>議員同士が事前に了解し、合意に至っている場合に限り、例えば質問日の前日（あるいは一定の期日）までに届け出ることによって発言順序の入れ替え（チェンジ）を認める運用は、議事運営の柔軟性を高め、市民から預かった発言の機会を最大限に生かすことにつながります。</p> <p>つきましては、浜田市議会において、硬直的な運用を改め、より効果的な審議を行うため、下記の通り運用指針の見直しを請願いたします。</p> <p>【請願事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 一般質問の順番確定後であっても、当該議員双方の了解がある場合には、発言順序の入れ替えを認める運用を導入すること。 変更の手続きについては、例えば「質問初日の前日」など適切な期限を定め、議長への届け出をもって有効とする仕組みを構築すること。 				

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
87	議会における公人・法人等の 実名発言及び議会だより 等への掲載の保障に関する 請願について (議会運営委員会付託分)	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 2. 10
付託委員会		審査経過 (委員会)	審議結果 (本会議)	結果 年月日
議会運営委員				

【請願の趣旨】

議会は、行政の適正な執行を監視し、主権者である市民に対してその過程を明らかにする場である。そこにおける議論において、公務を遂行する公人（公務員・政治家等）や、行政と契約・補助等の関係にある法人の実名を挙げることは、事務の責任所在を明確にし、議論の具体性を確保するために不可欠な行為である。公的な職務遂行や公金の支出に関連する氏名・名称は、裁判例等においても「プライバシー」として保護されるべき対象とは解されず、むしろ情報の公開が優先されるべき性質のものである。しかしながら、現状の浜田市議会においては、議場での実名発言を制限し、さらには「議会だより」等の公式記録からもこれらの実名を削除・隠蔽しようとする動きが見受けられる。情報を匿名化・抽象化することは、市民にとって「誰が、どの組織が何をしたのか」を不明瞭にし、結果として議会への関心と信頼を削ぐものである。つきましては、浜田市議会において、隠し立てのない公明正大な議論を担保し、市民への正確な情報伝達を行うため、下記の通り請願する。

【請願事項】

1. 本会議及び委員会において、公的な職務や行政事務に関わる公人の実名及び法人の名称を発言することを不当に制限しないこと。
2. 「議会だより」や「議会中継」等の公式記録において、不当な編集や削除を行うことなく、発言内容の事実に基づいた正確な情報を市民に提供すること。
3. 個人の私生活に関するプライバシーと、公的職務に関する情報を明確に区別し、何ら法的根拠のないまま実名を秘匿する慣例や内規を見直すこと。

※請願事項 1、3 は議会運営委員会、2 は議会広報広聴委員会に付託

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
88	議会における公人・法人等の実名発言及び議会だより等への掲載の保障に関する請願について (議会広報広聴委員会付託分)	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8.2.10
付託委員会		審査経過 (委員会)	審議結果 (本会議)	結果 年月日
議会広報広聴委員会				
<p>【請願の趣旨】</p> <p>議会は、行政の適正な執行を監視し、主権者である市民に対してその過程を明らかにする場である。そこにおける議論において、公務を遂行する公人（公務員・政治家等）や、行政と契約・補助等の関係にある法人の実名を挙げることは、事務の責任所在を明確にし、議論の具体性を確保するために不可欠な行為である。公的な職務遂行や公金の支出に関連する氏名・名称は、裁判例等においても「プライバシー」として保護されるべき対象とは解されず、むしろ情報の公開が優先されるべき性質のものである。しかしながら、現状の浜田市議会においては、議場での実名発言を制限し、さらには「議会だより」等の公式記録からもこれらの実名を削除・隠蔽しようとする動きが見受けられる。情報を匿名化・抽象化することは、市民にとって「誰が、どの組織が何をしたのか」を不明瞭にし、結果として議会への関心と信頼を削ぐものである。つきましては、浜田市議会において、隠し立てのない公明正大な議論を担保し、市民への正確な情報伝達を行うため、下記の通り請願する。</p> <p>【請願事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本会議及び委員会において、公的な職務や行政事務に関わる公人の実名及び法人の名称を発言することを不当に制限しないこと。 2. 「議会だより」や「議会中継」等の公式記録において、不当な編集や削除を行うことなく、発言内容の事実に基づいた正確な情報を市民に提供すること。 3. 個人の私生活に関するプライバシーと、公的職務に関する情報を明確に区別し、何ら法的根拠のないまま実名を秘匿する慣例や内規を見直すこと。 <p>※請願事項 1、3 は議会運営委員会、2 は議会広報広聴委員会に付託</p>				

令和 8 年 3 月浜田市議会定例会議の会議予定について

		期間	日程案	会場	開始時間等	
2月	17日	火	議会運営委員会	全員協議会室	10時～	
			議会広報広聴委員会	第4委員会室	13時30分～	
	18日	水	議員定数等議会活性化特別委員会	全員協議会室	10時～	
			一般質問説明用補助資料提出締切		【締切】12時	
	19日	木				
	20日	金				
	21日	土				
	22日	日				
	23日	月				
	24日	火	1	開会 施政方針・教育方針 提案説明(議案質疑、予算決算委員会、採決)	議場	10時～
				全員協議会	全員協議会室	本会議終了後
				総務委員会	第1委員会室	全員協議会終了後
				文教厚生委員会	第2委員会室	全員協議会終了後
				産業建設委員会	第3委員会室	全員協議会終了後
25日	水	2	一般質問	議場	10時～	
26日	木	3	一般質問	議場	10時～	
27日	金	4	一般質問	議場	10時～	
28日	土	5				
3月	1日	日	6			
	2日	月	7	一般質問	議場	10時～
				議案質疑通告期限		【締切】11時
	3日	火	8	議案質疑	議場	10時～
				議会運営委員会	全員協議会室	議案質疑終了後
	4日	水	9	総務委員会	全員協議会室	10時～
	5日	木	10	文教厚生委員会	全員協議会室	10時～
	6日	金	11	産業建設委員会	全員協議会室	10時～
	7日	土	12			
	8日	日	13			
	9日	月	14	休会		
	10日	火	15	予算決算委員会	全員協議会室	9時～
	11日	水	16	予算決算委員会	全員協議会室	9時～
	12日	木	17	予算決算委員会	全員協議会室	9時～
	13日	金	18	予算決算委員会(予備)	全員協議会室	9時～
				討論通告期限		【締切】17時
	14日	土	19			
15日	日	20				
16日	月	21	休会			
			対抗討論通告期限		【締切】13時	
17日	火	22	採決	議場	10時～	
			全員協議会	全員協議会室	本会議終了後	
			議会運営委員会	第4委員会室	全員協議会終了後	

令和8年3月定例会議日程及び予算決算委員会日程

資料1-5

		期間	定例会議日程案	予算決算委員会関係の流れ	
	4日	水			
	5日	木			
	6日	金	全員協議会	【全員協議会】紙資料購入について通知	
	7日	土			
	8日	日			
	9日	月			
	10日	火	請願・陳情・提出期限【13時まで】		
	11日	水			
	12日	木	一般質問メール・FAX受付締切【11時まで】	部長及び主管課に全員協議会での説明原稿の提出を依頼	
	13日	金	一般質問通告締切【11時まで】	予算紙資料購入取りまとめ期限【12時まで】	
	14日	土			
	15日	日			
	16日	月			
2月	17日	火	議会運営委員会	購入資料、発言通告書配付 ・議運で審査の流れと日程案を説明（次長） ・開議時間、事前通告制について了承をもらう	
			議会広報広聴委員会		
	18日	水	補助資料提出締切【12時まで】		
	19日	木		全協説明原稿の提出期限【12時まで】	
	20日	金		予算決算委員会の流れについて庁内HP掲示板に掲載	
	21日	土			
	22日	日			
	23日	月			
		24日	火	1 開会 施政方針・教育方針・提案説明 （議案質疑・予算決算委員会・採決） 全員協議会、3常任委員会	※提案説明で予算の骨子、編成概要の説明を受ける。 ※全員協議会で、所管の部長から、新年度の予算要求と重点事項（優先して取り組むべき課題と予算）に関する考え方等について、事業番号を上げて説明を受ける（質疑は行わない）。 ※全員協議会で、令和6年度事業に係る事務事業評価に対する市の対応状況の報告を受ける（質疑は行わない）。
		25日	水	2 本会議 一般質問	
	26日	木	3 本会議 一般質問		
	27日	金	4 本会議 一般質問	予算決算委員会質疑発言通告書 提出締切【13時まで】	
	28日	土	5		
	1日	日	6		
	2日	月	7 本会議 一般質問		
	3日	火	8 本会議 議案質疑	予算の議案質疑は提案説明を受けての骨子についての質疑	
	4日	水	9 総務委員会		
	5日	木	10 文教厚生委員会		
	6日	金	11 産業建設委員会	庁内HP掲示板の更新はこの日受付の取下げ分まで	
	7日	土	12		
	8日	日	13		
	9日	月	14 休会		
3月	10日	火	15 予算決算委員会（9：00～）	【総務委員会所管】 令和7年度補正予算審査・令和8年度当初予算審査	
	11日	水	16 予算決算委員会（9：00～）	【文教厚生委員会所管】 令和7年度補正予算審査・令和8年度当初予算審査	
	12日	木	17 予算決算委員会（9：00～）	【産業建設委員会所管】 令和7年度補正予算審査・令和8年度当初予算審査 （審査が早く終了した場合は採決まで行う）	
	13日	金	18 予算決算委員会（予備、9：00～） 討論通告期限【17時まで】	日程繰下げの場合、引き続き予算審査・採決 （※12日に採決まで終了した場合は休会となる。）	
		14日	土	19	
		15日	日	20	
		16日	月	21 休会	
				22 対抗討論通告期限【13時まで】	
		17日	火	23 採決	
				24 全員協議会（本会議終了後） 議会運営委員会（全員協議会終了後）	

令和 8 年 3 月定例会議 予算決算委員会の流れ

質疑について	3月定例会議における予算審査においては、 令和7年度補正予算及び令和8年度当初予算ともに事前通告制 発言通告書提出締切=2月27日(金)午後1時 通告書の提出締切後、発言順を調整し、庁内ホームページ掲示板に掲載
審査日程	総務、文教厚生、産業建設の各委員会所管の事業ごとに日程を分けて開催



本 会 議 等	提案説明 (2月24日)	部長から令和7年度補正予算及び令和8年度当初予算の骨子、編成概要を説明
	予算決算委員会 (2月24日)	令和7年度一般会計補正予算(第10号) 挙手制
	全員協議会 (2月24日)	<u>所管の各部長から、主に新規・主要事業、及び重点事項に関する考え方について、事業番号等を挙げて補足説明を受ける(※質疑は行わない)</u> 説明は、まず歳入について行い、次に歳出について会計ごとの事業番号順に行う *各委員会の所管事務調査において、予算概要説明は行わない <u>令和6年度事業に係る事務事業評価に対する市の対応状況の報告を受ける(※質疑は行わない)</u>
	議案質疑 (3月3日)	市長等に対し、令和7年度補正予算及び令和8年度当初予算の基本的な編成方針等について質疑があれば行う
	委員会付託 (3月3日)	予算決算委員会に令和7年度補正予算議案・令和8年度当初予算議案が付託される



予 算 決 算 委 員 会	※審査日程(予定)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・3月10日(火) 午前9時～ 議案審査(総務委員会関係 R7補正・R8当初) ・3月11日(水) 午前9時～ 議案審査(文教厚生委員会関係 R7補正・R8当初) ・3月12日(木) 午前9時～ 議案審査(産業建設委員会関係 R7補正・R8当初) ・3月13日(金) 午前9時～ (日程繰下げの場合引き続き議案審査・採決) <p>※ 審査状況によっては、3月12日に採決まで行い、3月13日は休会となる場合も ※ 最初に歳入全般から審査を行う(所管事業別)</p>	
	※審査の方法等	
	<ol style="list-style-type: none"> 1 執行部からの補足説明 本会議(提案説明)及び全員協議会(所管部長による補足説明)で既に説明を受けているため、<u>再度補足が必要な場合のみ</u>、質疑の前段で所管の部長が説明を行う 2 審査の順番 所管委員会の事業別に作成する発言通告一覧を基に令和7年度補正予算審査を行い、その後に令和8年度当初予算審査を一般会計、特別会計、公営企業会計の順、かつ、発言通告のあった事業番号順に審査を行う 3 質疑の方法 発言通告のあった事業番号ごとの一問一答方式 <ul style="list-style-type: none"> ・事業番号別に議席番号の若い順に委員長が発言を許可する ・回数制限はしないが、委員長判断で議事整理を行うことがある 	



本 会 議	委員長報告 (3月17日)	委員会での審査の経過及び結果を委員長が登壇して報告
	委員長報告に対する質疑	省略はしないが、原則行わない(議長を除く全議員が委員であるため)
	討 論	通告に従い、賛否の意見を交互に述べる
	表 決	各議案についての採決
	散 会	議長の散会宣言で定例会議終了

令和 8 年 3 月定例会議 予算決算委員会留意事項



審査は委員会所管事業ごとに日程を分けて行う

★審査日程（現段階での予定であり、日程の繰下げ等の場合あり）

3月10日（火）	9時～	総務委員会関係の予算審査
3月11日（水）	9時～	文教厚生委員会関係の予算審査
3月12日（木）	9時～	産業建設委員会関係の予算審査
3月13日（金）	9時～	日程繰下げの場合引き続き予算審査・採決



令和 7 年度補正予算及び令和 8 年度当初予算ともに、質疑を希望する場合は事前に質疑発言通告書の提出が必要（事前通告制）

★発言通告書に記入のうえ、事務局まで提出（必ず Excel データでの提出）

発言通告書提出〆切 ⇒ 2月27日（金）午後1時

★審査当日の発言順は、事業番号ごとの議席番号の若い順に調整



質疑は事業番号ごとの一問一答方式で行うため以下の点に留意

★質疑における留意事項

- ① 質疑は簡潔明瞭に
- ② 予算説明資料を熟読し、既に記載してある事項については質疑を控える
※主要事業については、平成 26 年度から「新規事業等実施に伴う説明シート」を導入し、詳しく内容が記載されている
- ③ 議題の範囲を超えた質疑、賛否についての自己の意見や要望などの陳述は控える



「質疑」とは

現に審議の対象となっている議題について、賛否または修正等の判断が可能となるよう、提案者に疑義や不明確な点について説明等を求め、質すためのもの

賛否について自己の意見や要望を述べることはできない

《入力例》

通告期限 **2月27日（金）午後1時**

令和 8 年 月 日
時 分

NO

事務局記入
箇所

予算決算委員会質疑発言通告書

議員名：

歳入 質疑内容	【令和7年度補正】	【歳入質疑の入力方法】 (1) 資料名とページ数を入力 (2) 質疑したい項目名を入力 (3) 質疑内容を入力 (4) (1)~(3)を「、」でつなぐ
	【令和8年度当初】 ・説明資料P18、合併特例事業債、増額の理由	
質疑事業を 所管委員会 別に入力	【令和7年度補正】（総務）	① 一般8号説明資料 No. 16 路線バス確保対策事業 { 例：増額理由、運行費補助の内訳 } ② 一般8号説明資料 No. 23 結婚新生活支援事業 { 例：不用額調整の理由 } ③ { 【歳出質疑の入力方法】 (1) 資料名をリストから選択 (2) 「No.」 or 「P.」をリストから選択 (3) 「事業整理番号」 or 「資料ページ数」をオレンジセルに入力 (4) 一般会計及び特別会計を入力する場合、事業名は自動入力 (5) 公営企業会計を入力する場合、質疑事業を手入力 (6) 薄青セルに 質疑内容を詳しく入力 } ④ { } ⑤ { } ⑥ { }
	【令和8年度当初】 (2) (3) (4),(5) (総務)	
総務 関係 所管事業	① (1) 当初予算説明資料(一般・特別) No. 12 人事管理事務費 (6) { 例：採用コンサルティング業務委託料の事業内容 }	
質疑内容	【歳出質疑の「No.（事業整理番号）」と「P.（資料ページ数）」の使い分け】 ・一般会計及び特別会計は説明資料の整理番号を基に「No.」を使い、事業は自動入力 ※駐車場事業⇒「駐車1」、国保事業勘定⇒「国保1」、国保直診勘定⇒「直診1」、後期医療⇒「後期1」をNo.の後に入力すると事業名が自動入力される ※ただし、予算書にしかない事業や説明資料の整理番号がない部分について質疑する場合は「P.」を使い、質疑したい事業を手入力 ・公営企業会計は予算書や説明資料のページ数を基に「P.」を使い、質疑事業を手入力	
文教厚生 関係 所管事業	【令和7年度補正】（文教厚生）	① 国保3号説明資料 No. 2 一般被保険者療養給付費 { 例：給付見込み増の理由は } ② 後期高齢2号説明資料 No. 2 後期高齢者医療事務費 { 例：不用額が生じた理由と不用額の内訳 }
	【令和8年度当初】（文教厚生）	
質疑内容	① 当初予算説明資料(一般・特別) No. 210 在宅介護支援事業 { 例：訪問入浴介護事業補助金の金額の考え方 } ② 国保当初予算書 P. 12 5 財産収入 { 例：保険基盤安定繰入金（保険料軽減分）の減額理由 } ③ No. #N/A	
産業建設 関係 所管事業	【令和7年度補正】（産業建設）	・事業の何を、どの数字を知りたいのかポイントを押さえて具体的に入力 ・複数課、支所に及ぶ事業は、どこの担当課に尋ねたい内容か分かるよう明確に入力
	【令和8年度当初】（産業建設）	
質疑内容	① No. #N/A	
令和 8 年 ● 月 ■ 日		
浜田市議会議長 澁谷 幹雄 様		
▲ 番 氏名 浜田 太郎		

予算審査の参考資料

1. 予算議決権について



地方自治法第96条第1項第2号において、「予算を定めること」は議会の議決事項であり、重要な議会の権限とされています。

予算を伴わない行政執行はほとんどないといえることから、予算議決権は議会にとって、執行機関の行政執行を拘束し、監視するために有効であり、条例制定権と並ぶ重要な権限です。

2. 一般の予算の内容について

一般の予算（公営企業会計でないもの）は、次の7つの事項からなっています。（自治法215条）

①歳入歳出予算（自治法216条）

一会計年度における一切の収支の見積もり・計画。

※歳入予算はその見積もり額を超えて収入できるが、歳出予算は見積もり額を超えて支出することはできない。

※歳出と歳入は原則として同額でなくてはならない。

★歳入歳出予算の分類

⇒一番大きな区分を款（かん）とし、款の中を項（こう）に、さらに目（もく）、節（せつ）に細分類

款と項は議決の対象 = 議決科目（予算書に記載）

目と節は議決の対象外 = 執行科目（附属資料に記載）

②継続費（自治法212条）

大規模な工事等で二年度年以上にわたって支出をする必要がある場合、あらかじめその経費の総額と年割額（各年度ごとの支出限度額）を事業ごとに定めておくことができる。総額での契約が可能。

※④の債務負担行為で同様の機能を果たせることから、実際にはほとんど利用されていない。

③繰越明許費（自治法 213 条）

事情により年度内に支出が終わらない見込みのある事業について、あらかじめ翌年度に繰り越して使う支出限度額を定めておくことができる。

※年度途中の事情変更によるものなので、通常は補正予算で提案される。

※必要な財源もあわせて繰り越す。

④債務負担行為（自治法 214 条）



翌年度以降の支出を伴う行為を行うため、あらかじめ債務負担の限度額を事項ごとに期間を限定して定めておく制度。

※将来の歳出予算に計上する義務が生ずることから、慎重な運用が必要。

※長期継続契約（自治法 234 条の 3）は、債務負担行為の例外。歳出予算の有無を契約の解除（変更）条件とする。

⑤地方債（自治法 230 条）

自治体は地方債を発行できるが、あらかじめ起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還方法を予算で定めておかなければならない。

※地方債は歳入の不足を補うものであるため、歳入予算にも計上する。

⑥一時借入金（自治法 235 条の 3）

年度内の歳出の一時的な資金不足を補うための借入金。

※歳入歳出の過不足ではないため、歳入予算には計上せず、予算でその借入れの最高額だけを定める。

※その年度の歳入をもって償還しなければならない。

⑦歳出予算の各項の経費の金額の流用（自治法 220 条 2）

歳出予算の区分のうち款と項は議決科目のため相互の流用はできないが、あらかじめ予算で定める事項に関しては例外として同一款内の各項間での流用が認められる。

※項の内訳である目、目の内訳である節は、執行科目であり、議決を要しないので同一項内での流用が可能

3. 予算に関する説明書について

首長が予算を議会に提出するときには、政令（自治令 144 条）で定める「予算に関する説明書」を併せて提出しなければならず、様式についても省令（自治則 15 条の 2）で定めるものを基準とすることになっています。

予算に関する説明書（自治令 144 条）

- ①歳入歳出予算事項別明細書（歳入歳出予算の各項の内容を明らかにしたもの）
- ②給与費明細書
- ③継続費に関する調書
- ④債務負担行為に関する調書
- ⑤地方債に関する調書
- ⑥その他予算の内容を明らかにするため必要な書類



予算の提出権、
提案権は市長専属

4. 浜田市議会の予算審査の流れ



5. 議会による予算審査

予算は、直接住民の生活を左右し、その福祉の良否を決するものであるため、議会はいくまでも住民全体の福祉を念頭におき、1つの施策だけに目を向けるのではなく、広く客観的に住民全体の立場に立った公平な審議を行うことが必要です。



予算審査の着眼点

- ①基本構想、首長のマニフェスト、予算編成の基本方針との整合性がとれているか
 - ・後年度への影響も考え、長期的な観点にたって是非を判断
- ②議会の決算審議、(事務事業評価)で指摘した事項は取り入れられているか
- ③代表質問、一般質問、採択した請願、陳情は取り入れられているか
 - ・ただし、それらを取り入れたことで他の行政が犠牲になることのないよう、調和と均衡の取れた予算となっているかに留意
- ④行政改革の視点はあるか、あるいはサービス低下につながらないか
 - ・歳出歳入の時系列的变化、単独事業、補助事業の確認、**新規事業、廃止事業の動向**、行政の効率化、能率化が図られているか 等に着目
 - ・**最少の経費で最大の効果をあげるよう留意**されているか
- ⑤人件費、物件費についての抑制策は取られているか
- ⑥歳入に過大見積りまたは過少見積りはないか
- ⑦不要不急の歳出予算が計上されていないか
- ⑧地域的に不均衡なものはないか
- ⑨起債が過大で将来の財政負担に不安を残すことはないか など

参考図書：「図解 よくわかる自治体予算のしくみ」 定野司著 (学陽書房)
「図解 地方議会改革 実践のポイント100」 江藤俊昭著 (学陽書房)
「議員必携」 全国町村議会議長会編 (学陽書房)
「議会人が知っておきたい危機管理術」 大塚康男著 (ぎょうせい)

令和8年3月浜田市定例会議 陳情付託先等案について

(陳情受付件数 2件)

○ 総務委員会 0件、文教厚生委員会 1件、産業建設委員会 0件
議会運営委員会 1件、計 2件

○ 委員会へ付託せず、議員配付とする陳情（陳情書取扱基準該当） 0件

陳情番号	件名	付託先委員会
3	日脚共同浄化槽の維持管理についての陳情について	文教厚生委員会
4	地方自治法第2条第14項に基づく効率的な議会運営及び紹介議員の発言制限に関する陳情について	議会運営委員会

議会基本条例の見直しについて

無記入欄は、
全会派達成されて
いるを選択
無記入欄は、
全会派無を選択

条項	見出し	条文	改正時期	目的が達成されているかどうか	今後改正の必要性の有無	改正内容・意見等
前文		地域の自主性と自立性が必要とされる現在において、二元代表制の一翼を担う議会には、従来の議事機関としての役割と責務のみならず、多様化する市民の意見を的確に把握し、市政に反映させるため、自由討議や意見交換等を重視した政策形成機能の更なる充実が求められている。 私たちが浜田市議会議員は、石見人としての誇りと高い識見を備え、全国の地方議会の模範となる議会改革を掲げて絶えず精進し、全ての市民が安全で安心して、幸せに暮らすことができるよう最大限の努力をしなければならない。 ここに、浜田市議会は、日本国憲法に定める地方自治の本旨にのっとり、市民に開かれた信頼される地方政府を実現するため、議会の最高規範として、この条例を制定する。	R4. 9. 30	【参政】 達成されていない		
第2章	議会の活動原則					
第3条	議会の活動原則	第3条 議会は、市民の負託を受けた議決機関であることを自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会及び市民参加を推進する議会を目指して活動しなければならない。				
		2 議会は、議会としての共通認識の醸成及び合意形成を図り、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）に対する監視機能を果たすとともに、政策の実現に向け、市民の福祉の増進を目指して、適切な判断及び責任ある活動をしなければならない。	R4. 9. 30			
		3 議会は、議員、市長等及び市民の交流並びに自由な討論の場であるとの認識を持って活動しなければならない。	R4. 9. 30			
		4 議会は、市民の参加意識が高まるよう分かりやすい視点、方法等で活動しなければならない。		【参政】 まあまあ達成	【参政】 有	【参政】 参加意識そのものがあるようには思えない。
		5 議会は、障がいのある議員及び妊娠中の議員に対し、本人の意思を尊重し、円滑な議会活動のための配慮をしなければならない。	H30. 9. 28	【参政】 まあまあ達成		
		6 議会は、議員が議会活動と育児、介護等との両立ができるよう配慮をしなければならない。	R3. 3. 19	【参政】 まあまあ達成		
		7 議会は、ジェンダー平等の理念にのっとり、多様な議員が議会活動を行うことができるよう配慮をしなければならない。	R4. 9. 30	【創政】 まあまあ達成 【参政】 達成されている		
第4条	議会改革の推進	第4条 議会は、社会状況の変化に适应了した議会の在り方について常に議論し、議会改革の推進に努めるものとする。		【参政】 達成されていない	【参政】 有	【参政】 物価の上昇率に合わせて議員報酬も変動すべきだと考えます。
第5条	危機管理	第5条 議会は、大規模災害等の緊急の事態から市民の生命、身体及び財産並びに生活の平穏を守るため、総合的かつ機動的な活動が図られるよう、市長等と協力し、危機管理体制の整備に努めるものとする。	R4. 9. 30			
		2 議会は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、市長等と連携し、次に掲げるとおり対応するものとする。				
		(1) 議長は、必要に応じて議員による協議又は調整を行うための組織を設置する。				
		(2) 議会は、状況を調査し、市民の意見及び要望を的確に把握するとともに、必要に応じて市長等に対し、提言及び提案を行う。		【公明】 まあまあ達成	【公明】 有	【公明】 (2) 議会は、可能な限り状況を調査し、市民の意見及び要望を的確に把握するとともに、必要に応じて市長等に対し、提言及び提案を行う。
第6条	会派	第6条 議員は、議会活動を行うに当たり、会派を結成することができる。				
		2 会派は、政策を中心とした理念を共有する議員で構成し、活動するものとする。		【参政】 まあまあ達成		
		3 会派は、政策立案、政策提言、政策決定等（以下「政策立案等」という。）に際して、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。				
		4 議会運営に当たっては、議会は、会派に属さない議員の意見が反映されるよう配慮するものとする。				

条項	見出し	条文	改正時期	目的が達成されているかどうか	今後改正の必要性の有無	改正内容・意見等
第8条	議会審議における論点整理	第8条 議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点を整理し、その審議を深めるため、市長に対して次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。		【浜風・創政】 まあまあ達成		
		(1) 政策の発生源		【浜風・創政】 まあまあ達成		
		(2) 提案に至るまでの経緯		【創政】 まあまあ達成		
		(3) 他の地方公共団体の類似する政策との比較検討		【創政】 まあまあ達成		
		(4) 市民参加の実施の有無とその内容		【浜風】 達成されていない 【創政】 まあまあ達成		
		(5) 総合振興計画との整合性		【浜風】 まあまあ達成		
		(6) 財源措置		【浜風】 まあまあ達成		
		(7) 将来にわたるコスト計算		【浜風・創政】 まあまあ達成		
第10条	採択した請願及び陳情への対応	第10条 議会は、採択した請願及び陳情が市長等において措置することが適当と認めるときは、市長等に対してその趣旨を実現するよう求めるとともに、当該請願及び陳情に関する事後の状況、対応等を議会に報告するよう求めるものとする。	H27. 3. 20	【浜風・参政】 まあまあ達成 【公明】 達成されていない	【公明】有	【浜風】 フォローアップの制度化を、議運または特別委員会において協議する。 (例) ・請願、陳情進捗管理表の作成 ・議会HPに「対応中、一部実施、完了、対応不可」を表示等 【公明】 第10条 議会は、採択した請願及び陳情が市長等において措置することが適当と認めるとき（各委員会での判断）は、市長等に対してその趣旨を実現するよう求めるとともに検証を行い、当該請願及び陳情に関する事後の状況、対応等を議会に報告するよう求めるものとする。
第11条	自由討議による合意形成等	第11条 議長は、議会は議員による自由な討論の場であることを認識し、市長等に対する本会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の討議を中心とする運営に努めるものとする。				
		2 議会は、本会議等において、議案、請願及び陳情（以下「議案等」という。）を審議し、結論を出す場合においては、議員相互間の討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、市民に対する説明責任を果たすものとする。		【浜風・市民】 達成されていない 【公明】 まあまあ達成		【浜風】 自由討議が行える「時間」や「役割」を議運または特別委員会において協議する。 (例) ・各委員会 →採決前に必ず10分の自由討議枠 ・本会議 →一般質問後に会派横断討議5分 【公明】 議員間討議の場は少なく、実施方法の検討が必要と考える。
第12条	政策討論会	第12条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識の醸成を図り、合意形成を得るため、政策討論会を開催するものとする。		【浜風・市民・公明】 達成されていない		【浜風】 政策討論会を年に1回開催するよう議運または特別委員会において協議する。一事化化する。 (例) ・毎年10月に開催 →6月：テーマ公募（各常任委員会から1件） 7月：議運で1テーマに集約 9月：論点整理（正副委員長＋事務局）
第13条	委員会の活動	第13条 委員会は、当該委員会が所管する事務（以下「所管事務」という。）の調査を充実させること等により、委員会活動の活性化を図り、政策立案等を積極的に行うよう努めるものとする。	R4. 9. 30			
		2 委員会は、議案等の審査に当たっては、市民に対して積極的に情報を公開し、分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。	R4. 9. 30	【浜風】 まあまあ達成		
		3 常任委員会を代表する議員は、本会議において、所管事務について、議長の許可を得て質問することができる。	R4. 9. 30			
		4 委員会は、行政視察を行ったときは、その目的、成果及び費用を公表するとともに、政策立案等につなげるよう努めるものとする。	R4. 9. 30			
第14条	議会広報の充実	第14条 議会は、議会及び市政について市民に関心を持たれるよう広報紙のほか、ケーブルテレビ、インターネット等情報技術の進展を踏まえた多様な広報手段を活用し、広報機能の充実に努めるものとする。	R4. 9. 30	【創政】 まあまあ達成		
		2 議会は、市民の多様な意見を把握するとともに、市政に反映させるよう、時代及び環境の変化に対応し、広聴機能の充実に努めるものとする。	R4. 9. 30	【浜風】 まあまあ達成		
第14条の2	専門的知見の活用	第14条の2 議会は、島根県立大学等との連携をはじめ、広く専門的知見の有効活用を努めるものとする。	R4. 9. 30	【浜風・市民】 達成されていない 【参政】 まあまあ達成		【浜風】 随時対応できるよう専門家依頼の謝金（予算化）や招へい手続きを議運または特別委員会において定める。 (例) ・謝金の予算化 ・依頼ルートの一体化 ・専門家の登録制度（法律、福祉、省エネ、都市計画、防災等）
第15条	議会図書室	第15条 議会は、議員の調査研究及び市政運営の参考に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。	R4. 9. 30	【浜風】 まあまあ達成		【浜風】 静的資料の保管から「政策エンジン」となるよう図書室の利用（タブレット及び自治法）を議運または特別委員会において協議する。 (イメージ) ・図書室を「調べる場所」から「政策をつくる装置（道具）」へ（機能） ・論点整理、他自治体比較、課題構造までまとめて提供 ・一般質問、委員会質疑、政策提案に「そのまま使える資料」をタブレット配信 ・視察、研修レポートの共有

条項	見出し	条文	改正時期	目的が達成されているかどうか	今後改正の必要性の有無	改正内容・意見等
第3章	議員の活動原則					
第17条	議員の活動原則	第17条 議員は、議会の構成員として、一部の団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の増進を目指して活動しなければならない。				
		2 議員は、市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんにより、市民の代表としてふさわしい活動をしなければならない。				
		3 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を重んじて活動しなければならない。		【創政・公明・参政】 まあまあ達成		【公明】 議員間討議が思うように進んでいない。
		4 議員は、政策討論会等を通じて議員相互間における自由な討議を行い、積極的な議案の提出に努めなければならない。		【浜風】 達成されていない 【公明】 まあまあ達成		
第18条	政務活動	第18条 議員は、積極的に政策立案等のための調査研究その他の活動に努めるものとする。この場合において、政務活動費の交付を受けたときは、これを有効に活用するものとする。	H24. 12. 21	【市民】 達成されていない		【市民】 市内行動交通費の計上が個々の議員で出来ていない。
		2 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費を使用した活動の状況を公表するとともに、市民に対し、公正性及び透明性の確保の観点からその用途について説明責任を果たすものとする。	H24. 12. 21			
		3 政務活動費の交付を受けた議員は、その執行状況に疑義が生じることがないように全ての領収書等証拠書類を明らかにするものとする。	H24. 12. 21			
		4 議長は、政務活動費が適正に使用されているかどうかについて、議会関係者以外の者の審査を受けるものとする。	H27. 3. 20			
第19条	議員研修	第19条 議会は、議員の政策立案等の能力の向上を図るため、議員の研修体制の充実強化に努めるものとする。		【創政】 まあまあ達成		
		2 議会は、各分野における学識経験を有する者及び市民との議員研修会を積極的に開催するものとする。				
第4章	市民参加					
第21条	市民と議会との関係	第21条 議会は、市民に対し、積極的に情報を公開し、説明責任を果たすものとする。				
		2 議会は、本会議等その他の会議を原則として公開するものとし、あらかじめその日程、議題等を周知するとともに、障がいの有無にかかわらず市民が傍聴しやすい環境の整備、インターネット等による配信に努めるものとする。	H30. 9. 28	【公明】 まあまあ達成		【公明】 障がいの有無にかかわらず市民が傍聴しやすい環境は整っていない。
		3 議会は、議案等に対する各議員の賛否等を広報紙で公表する等、市民に対して議員の意思を明確にするものとする。	H24. 12. 21 R4. 9. 30			
		4 議会は、本会議又は委員会における公聴会制度及び参考人制度を活用することにより、市民の多様な意見及び専門的又は政策的な識見等を議会の審議に反映させるよう努めるものとする。	H24. 12. 21	【浜風・公明】 まあまあ達成		【公明】 十分な活用とは言えない。
第22条	重要案件の意見交換会	第22条 議会は、市政に関する重要な案件について、議員及び市民が自由に情報及び意見の交換を行うため、議会運営委員会で協議の上、重要案件の意見交換会を開催するものとする。		【浜風】 達成されていない		【浜風】 重要案件の意見交換会が、機械的に開催されるよう議運において協議する。 (例) ・事前に対象事案の抽出 →補正予算〇億以上、新規大型事業、市民説明会を伴う施策、総合振興計画他重要案件 ・その他、開催時期、形式、公開方法等を協議
		2 議会は、市政に関する重要な案件について、市民から重要案件の意見交換会の開催を求められたときは、議会運営委員会で協議の上、これを開催することができる。		【浜風】 達成されていない 【公明】 まあまあ達成		【公明】 重要案件の捉え方に課題があると感じる。活用していただくための工夫が必要。
第23条	議会報告会	第23条 議会は、議会活動に関する情報を積極的に公開するとともに、市民の意見を把握し、議会活動に反映させるため、議会報告会等を開催するものとする。	R4. 9. 30	【公明】 まあまあ達成	【公明】 有	【公明】 議会広報の充実 第23条 議会は、市民1日議会などの広聴活動を通し、市民の意見を把握し、議会活動に反映させるものとする。

重要案件の意見交換会の案件見直しについて

1 見直しの理由について

- 議会基本条例第 22 条に、市政に関する重要な案件について議員及び市民が自由に情報及び意見の交換を行うために重要案件の意見交換会の開催が規定されている。
- 上記条例に基づき、重要案件の意見交換会実施要領で 12 項目の案件が定められている。案件の見直しを毎年 3 月に行うことに伴う見直し。

2 案件の追加及び削除の手続きについて

- 案件について、委員会等の申し出に基づき、議会運営委員会で協議の上、追加及び削除を行う。

3 見直しの流れについて

- (1) 議会運営委員会は、各委員会等へ案件提出依頼を行う。
- (2) 各委員会で案件を協議し、3 月 9 日までに議会運営委員会へ回答する。
- (3) 議会運営委員会は、3 月 17 日の議会運営委員会で、提出された案件について協議する。
- (4) 議会運営委員会での協議結果を基に重要案件の意見交換会実施要領の改正を行う。

4 協議事項等

- 依頼先委員会（総務委員会、文教厚生委員会、産業建設委員会）
- 案件の提出件数（2～3 件） ※現在の案件の継続も可能
- 提出期限（3 月 9 日（月））

【参考 現在の案件】

(1) 歴史文化保存展示施設について	(2) まちづくり施策について
(3) 公共交通について	(4) スポーツ施設の在り方について
(5) 子育て支援について	(6) 地域医療・介護の在り方及び健康寿命の延伸について
(7) 環境問題について	(8) 障がい者支援について
(9) 農林業問題について（水稻生産関係）	(10) 商業エリア活性化について
(11) 観光について	

※(2)～(4)…総務委員会提出案件

(1)、(5)～(8)…文教厚生委員会提出案件

(9)～(11)…産業建設委員会提出案件

令和 8 年 月 日

総務委員会 委員長 沖 田 真 治 様
文教厚生委員会 委員長 足 立 豪 様
産業建設委員会 委員長 村 木 勝 也 様

議会運営委員会
委員長 岡 本 正 友

重要案件の意見交換会の案件の提出について

このことについて、令和 8 年 2 月 17 日の議会運営委員会において浜田市議会基本条例第 22 条に規定されている標記意見交換会の案件について見直すことを決定しました。

つきましては、下記をご確認の上、3 月 9 日（月）までにご回答をお願いします。

なお、提出された案件は、重要案件の意見交換会実施要領の規定に基づき、議会運営委員会で協議の上、決定します。

記

- 1 提出案件数 2～3 件
- 2 提出案件の制限 特になし（現在の案件を継続することも可能です。）

以上

各種委員会等の開催状況報告について

【議会申し合わせ事項（該当部分抜粋）】 その他_第3章_全員協議会

- 8 議長は、少なくとも年1回議長会の状況報告を行う。
- 9 一部事務組合、浜田市都市計画審議会、浜田市土地開発公社の代表者は、会議の開催状況、概要等について、毎年1回文書又は口頭で状況報告を行うこととする。

【報告者（過去事例）】

- （浜田地区広域行政組合議会）広域行政組合の議長
- （その他）年長議員 に人選を依頼している。

委員会等名称 (報告者)	選出議員 (令和7年11月選出後)	(参考)昨年度報告者 (令和7年3月報告)
浜田地区広域行政組合議会 (組合議長報告)	西田(一平)議員、森谷議員、 大谷議員、足立議員、 <u>岡本議員</u> 、 川神議員	牛尾議員
浜田市都市計画審議会 (年長議員報告)	今田議員、大谷議員、 <u>川上議員</u> 、 串崎議員、小川議員、佐々木議員、 笹田副議長	永見議員
浜田市土地開発公社 (年長議員が報告者を調整)	西田(一平)議員、戸津川議員、 川上議員、小川議員、 <u>芦谷議員</u>	牛尾議員

状況報告日：令和8年3月17日（火）全員協議会（本会議終了後）

事務局への報告者の連絡・報告書の提出は、3月12日（木）（※全員協議会開催3日前）までをお願いします。